

「滋賀写真部」 SNSアカウント運用ポリシー

(目的)

第1条 本ポリシーは、滋賀県知事公室広報課が管理する次の滋賀写真部SNSアカウントについて必要な事項を定める。

- (1) 「滋賀写真部 Facebookページ」 (以下「当ページ」という。)
ページ名：滋賀写真部
アドレス：<https://www.facebook.com/shigaphotoclub>
- (2) 「滋賀写真部 Instagram アカウント」 (以下「当アカウント」という。)
ユーザーネーム：shigaphotoclub
アドレス：<https://www.instagram.com/shigaphotoclub>

(基本方針)

第2条 滋賀写真部は、「写真で滋賀を面白く」をコンセプトに、滋賀の美しい風景や伝統文化、人々の営み、食など滋賀が誇る多くの地域資源を、幅広い価値観や視点で発掘し、当ページまたは当アカウントを通じ、広く国内外に発信・共有することで、滋賀の新たな価値の発見と滋賀イメージの向上を目指すものとする。

(運用管理者)

第3条 滋賀写真部の運用管理は、広報課長 (以下、「運用管理者」という。) が行う。
2 運用管理者は、滋賀写真部の適切な運用を行うため、次の各号に掲げる事務を行う。
(1) 当ページまたは当アカウント上への情報の掲載および削除等の承認、指示
(2) ユーザー情報やパスワード等の管理
(3) 掲載情報に関する問い合わせおよび苦情等への対応
(4) その他、適切な運用を行うために必要な事項

(投稿者)

第4条 当ページまたは当アカウントへの投稿は、運用管理者が指定した職員が行う。
2 投稿者は、別途定める「ソーシャルメディア利用ガイドライン」に基づき、適切な投稿を行う。

(運用方法)

第5条 滋賀写真部は、当ページへの「いいね」または当アカウントへの「フォロー」を行った者を「滋賀写真部員」 (以下「部員」という。) とする。
2 滋賀写真部は、部員から以下のいずれかの方法で投稿のあった写真等の中から、第2条の趣旨に合致する写真等を選択し、当ページまたは当アカウントに掲載する。
(1) Facebook：当ページのタイムラインから投稿のあった写真等
(2) Instagram：「#滋賀写真部」または「#shigaphotoclub」を付けて投稿のあった写真等
3 滋賀写真部は、前項に定めるほか、適当と認める写真等に掲載することができる。
4 部員の写真等を使用する際には、サイズ調整、トリミング等、使用のために必要な範囲でデータの修正を行うものとし、デザインの都合により表示が困難な場合等を除き、原則部員の氏名 (ユーザーネーム) を表示するものとする。

(著作権等)

第6条 当ページまたは当アカウントに掲載されている写真等の著作権は、滋賀県または正当な権利を有するものに帰属する。

- 2 部員の写真等に掲載するにあたっては、その利用目的を特定し、当該第三者が著作権者であることを確認し、利用及び改変等の許諾を得たうえで当ページおよび当アカウント上での掲載を行う。
- 3 部員は県の利用を許諾した写真等について、県に対し著作人格権を主張せず、行使しないものとする。

(アカウント運用者の明示)

第7条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、当ページおよび当アカウントのアドレス等を滋賀県公式ホームページ上に明示する。

(禁止事項)

第8条 当ページまたは当アカウントでは、次の各号に該当する投稿およびコメントを禁止する。

- (1) 法令等に違反し、または違反するおそれがあるもの
 - (2) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
 - (3) 人種、思想、信条等を差別し、または差別を助長させるもの
 - (4) 本人の承諾なく個人情報を掲載するなどプライバシーを侵害するもの
 - (5) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷するもの
 - (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
 - (7) 政治または宗教の活動を目的とするもの
 - (8) 虚偽や事実と異なる内容を含むもの
 - (9) わいせつな表現を含むもの
 - (10) 滋賀写真部の趣旨と無関係なもの
 - (11) FacebookまたはInstagramの利用規約に反するもの
 - (12) (1) から (11) までの内容を含むホームページへのリンクを目的とするもの
 - (13) その他、運用管理者が不適切と判断するもの
- 2 運用管理者が前項の各号に該当すると判断した場合は、投稿者に断りなく、投稿およびコメントの全部または一部を削除することができる。

(免責事項)

第9条 県は、投稿された写真等に肖像権や著作権等の第三者の権利侵害があった場合について、一切責任を負わない。

- 2 県は、投稿者間、もしくは投稿者と第三者間のトラブルによって、投稿者または第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。

(その他)

第10条 本ポリシーに定めのない事項は運用管理者が別に定める。

付 則

本ポリシーは、平成30年3月27日から施行する。

付 則

本ポリシーは、令和6年4月1日から施行する。